

後期高齢者医療制度

が始まります



◆被保険者証（保険証）などが郵送されます

現在、老人医療受給者証（受給者証）をお持ちの方には、平成20年4月1日から開始される後期高齢者医療制度（新制度）の保険証が3月中に郵送されます。

保険証は、現在の受給者証と同じ大きさで、表面には偽造防止用の色地紋が入り、オレンジ色に見えます。（裏面は白地です）
保険証以外に、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）や特定疾病療養受療証をお持ちの方には、新制度におけるそれらの証もいっしょに郵送する予定です。また、特定疾病

療養受療証の表面には色地紋（保険証とはパターンが異なります）が入るため、淡いピンク色に見えます。（裏面は白地です）
なお、減額認定証は表裏両面とも白地です。

県内の市町では、3月20日以前に発送を予定していますので、もし3月中に新しい保険証などが届かない場合は、すぐにお住まいの市町※の窓口へお問い合わせください。

※県外の市区町村が発行する受給者証を居住地特例でお持ちの方は「発行機関及び印」の欄に表示がある市区町村にお問い合わせください。

現在、受給者証をお持ちでない方でも、平成20年3月2日から4月30日までに75歳になる方（年齢到達者）には、受給者証をお持ちの方と同様、3月中に新制度の保険証がお住まいの市町から郵送されます。

するのが誕生日からとなりますので、それまでは現在お持ちの国保や健保組合などの保険証をお使いください。

また、年齢到達者の方で、それまでの国保や健保組合などの減額認定証や特定疾病療養受療証をお持ちだった方については、それぞれ新たに申請していただく必要がありますので、お早めにお住まいの市町にご相談ください。

なお、5月以降に年齢到達者になる方は、誕生日の前の月に、新制度の保険証が、お住まいの市町から郵送されますので、4月2日以降の年齢到達者と同様に各種の手続きをお願いします。

なお、一定の障害をお持ちで新たに新制度の認定を受けたい方がその申請をする場合や、すでに障害認定により受給者証をお持ちの75歳未満の方が、新制度の適用を受けないために障害認定の撤回する場合も、お住まいの市町の窓口で手続きをお願いします。

○医療費の自己負担割合はどうなりますか？

◆医療費の自己負担割合表◆

所得の区分	所得の基準額	負担割合
現役並み所得者	同じ世帯に現役並み所得のある後期高齢者医療の被保険者のいる世帯	3割
一般	同じ世帯に市・町民税のかかっている人が一人でもいる世帯	1割
低所得Ⅱ	同じ世帯の人全員に市・町民税のかかっていない世帯	
低所得Ⅰ	同じ世帯の人全員に市・町民税のかかっていない世帯のうち、全員の所得が一定の基準に満たないとき	

1割または3割の負担は、世帯ごと決められる所得の区分によって異なります。（老人保健制度の負担割合と同じ）
所得の区分は、同じ世帯の人の所得によって右表のように分かれています。
あなたの所得の区分は、お住まいの市町の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。

○1か月の医療費の負担額が高額になったときはどうなりますか？

◆高額療養費の自己負担限度額（月額）◆

所得の区分	自己負担限度額（世帯）	
	外来（個人）	
現役並み所得者 （課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）*1% （※44,400円）
一般	12,000円	44,400円
低所得者 （住民税非課税世帯に属する方）	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ （年金受給額が80万円以下の方）	15,000円

※金額は多数該当（過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から）

1か月に支払う医療費の自己負担限度額が高額になったときは、老人保健制度と同様に、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

○長期にわたり高額な治療が必要な人の医療費はどうなりますか？

厚生労働大臣が指定する特定疾病（人工腎臓が必要な慢性腎不全、血友病、坑ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）の場合、市町の高齢者医療担当窓口にて「特定疾病療養受療証」の交付申請をしてください。

「特定疾病療養受療証」で治療を受けた人は、その病気の治療のために支払う医療費は、1か月の医療機関で入院・外来それぞれ1万円までとなります。

※申請には治療を受けた医師の証明書が必要となります。

各種証のイメージ

○被保険者証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証 ○特定疾病療養受療証

特定疾病療養受療証

後期高齢者医療特定疾病療養受療証

交付年月日

認定疾病名

見本

後期高齢者医療特定疾病療養受療証

静岡県後期高齢者医療広域連合

限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日

被保険者番号

見本

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

静岡県後期高齢者医療広域連合

被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

有効期限

見本

後期高齢者医療被保険者証

静岡県後期高齢者医療広域連合

広報かわねほんちよう平成19年10月号、平成20年1月号でご案内してきました「後期高齢者医療制度」について、いよいよ今年4月から制度の運用が始まります。

これまでの老人保健法による従来の制度と新しく始まる後期高齢者医療制度ではどんな違いがあるのでしょうか。この3月号では、給付内容や新たな保険証のお届け時期などについてご紹介します。